

平成27年度補助方針策定に向けての分野別整理事項(公益事業振興補助事業)(案)

\* 内定辞退を除く。

補助対象事業	内定件数* (事業)	内定金額* (百万円)	事業を取り巻く環境	平成24年度補助事業評価	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)
公益事業振興補助事業	353	3,081					
公益の増進	143	2,084					
重点事業	47	1,129					
自転車・モーターサイクル	18	712	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定</li> <li>・オリンピックの自転車競技種目ケイリンにおけるメダル獲得は、2008年の北京における銅メダル以外獲得はなく、東京での獲得を目指している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な自転車競技大会の開催や、自転車競技施設の建築事業に支援を行い、自転車競技の普及促進や競技力向上に寄与した。また、モーターサイクル競技の国際規則の変更点を加味した国内競技規則の全国的統一事業やレディースロードレースを開催し、モーターサイクル競技の普及促進や競技力向上に寄与した。</li> <li>(事業成果例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続事業の「ツアー・オブ・ジャパン」はH25年にUCIカテゴリをプロチームも出場可能なランクに上げることができた。</li> <li>・震災で被災した自転車競技場の復旧を行い、自転車競技の競技力向上、普及促進に寄与した。</li> </ul> </li> <li>(阻害要因) <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年多くの選手を参加させている大学が、経費削減の理由により登録を見送ったことにより、自転車競技の普及促進を目的に設定した参加者数の目標が達成に至らなかった。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</li> <li>・自転車競技施設の建築の上限金額は2億円からH25年度は1億5千万円に減額</li> <li>・社会問題化している自転車を取り巻く様々な弊害に対して取り組む事業を重点化を図るうえで明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック種目である自転車競技の振興は、競輪振興法人として取り組むべきテーマである</li> <li>・補助事業の中の自転車の位置づけを明確にすべき</li> <li>・自転車に関わる事業は、その性質上、競輪事業との関係性が深く、また事業数も非常に多い。各事業が重要であることは承知しているものの、事業者側においても必要性を考慮したうえで順位づけを明確にすべき</li> <li>・高校生の自転車競技は重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車競技・モーターサイクル競技の振興は、競輪振興法人・オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野である。</li> <li>・2020年の東京開催に向け、自転車競技(特にケイリン種目)の競技力向上に配慮する。(強化試合や海外遠征の旅費等)</li> </ul>
文教・社会環境	17	355	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文教・社会環境のうち、特に安全・安心な地域社会づくりに対する取組みを支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子ども達の交流を推進する活動、引きこもり・不登校対策に関する支援、犯罪を防止し地域社会の安全・安心を守る活動等に支援を行い、地域の人々にとって安全・安心な社会づくりに寄与した。</li> <li>(事業成果例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもが危険を察知して、自分で自分を守るための具体的な実践行動」を訴求テーマとする教材DVDを作成、全国に配布し、警察や防犯協会が開催する保護者や防犯ボランティアを対象とする講習会等で活用された。これにより、防犯ボランティアなどの指導力が上がり、子どもの犯罪被害の減少に貢献すると同時に、子どもを守るための「地域力」の向上となり、地域社会の安全・安心につなげることができる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</li> <li>・施設の建築の上限金額を2億円からH25年度は1億5千万円に減額</li> <li>・「引きこもり・不登校、犯罪被害者に対する支援活動」の表記を→H25年度に「引きこもり・不登校に対する支援活動」と「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」「地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</li> <li>・対象を「子ども」から→H26年度に「子どもなどの弱者」に拡大するとともに、「事故や犯罪」に加えて「いじめ、暴力」を明文化</li> <li>・「地域社会の安全・安心に資する活動」の表記を→H26年度に「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり、地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者に対する支援については、良い取り組みであるが、件数も2件と少ないことから、表現方法に工夫などが必要なのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、これを「社会環境」に特化し、更に重点事業の例示①～⑦を他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心に資する活動を中心に再設定し、重点的支援する。</li> <li>→「安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。」</li> <li>「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり」「安全・安心な地域社会づくり」「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」</li> </ul>
国際交流	12	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・経済のグローバル化が進展する中、国際的な舞台で活躍できる人材が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化交流、国際情勢理解、グローバル人材育成等の事業を支援し、国際交流の推進が行われ、国際的な舞台で活躍できる人材の育成に寄与した。</li> <li>(事業成果例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な児童・青少年演劇フェスティバルを開催し、3カ国(沖縄、ソウル、高雄)の若者が協力して一つの身体表現の舞台を作り上げ、文化における国際的な人的交流が図られた。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度については、「国際交流の推進活動」のみの表現であったが、→平成25年度に「文化・経済・観光など多方面における国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成」と明示し、→さらに平成26年度については、「経済・文化・観光」を「学術・芸術・文化」に改め、経済関連の分野については、機械工業振興補助事業に移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特筆すべき課題なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化が進む日本の未来と国際社会への貢献に向け、グローバル化に対応するため、言葉や国を超えた活動や、人材育成を通じた国際交流活動に対して引き続き支援する。</li> </ul>



補助対象事業		内定件数* (事業)	内定金額* (百万円)	事業を取り巻く環境	平成24年度補助事業評価	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)
公益事業振興補助事業	一般事業	86	948					
	スポーツ	21	259	・国内スポーツ競技力向上と、全国的なスポーツ大会の開催並びに、国際相互理解の増進と地域間交流スポーツ事業を支援する。	・各地域、各競技団体が行う各種スポーツ競技の全国的な大会等開催事業を支援し、スポーツの推進や競技力向上に寄与した。  (事業成果例) ・中・高齢層を対象としたシニアスポーツ大会を開催し、参加者数は過去最高の7,904名を記録、中・高齢層にスポーツを推進した。	・平成24年度に「体育」から「体育・スポーツ」に表記を変更  ・平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の基本理念に対応すべく、平成25年度に補助方針に反映(「国際相互理解の増進、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業」を追加)	・特に、「国内スポーツ競技力向上のための事業」については、他の「全国的なスポーツ大会の開催」「国際相互理解の増進」「地域の相互連携」「地域間の交流等に資する事業」などの一般スポーツ事業と明確な区別をして申請させるべき。	・スポーツ競技力の向上はもとより、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等を目的としたスポーツ基本法の基本理念を踏まえた事業に対し、引続き支援するとともに、従前は混在並列で表記していたものを目的別にメニューを再設定する。  ①国内スポーツ競技力向上等のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 ③国際相互理解の増進に資する事業 ④地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業
	医療・公衆衛生	27	403	・国民の健康寿命の延伸につながるよう、検診車の整備を中心に、難病の治療、研究のための機器整備事業を支援する。  ・特に過疎地域や、高齢者・障害者に対する受検の機会拡充に配慮した支援。	・精神保健に関する重要課題の現状分析と提言を内容とした広報誌を発行し、福祉関連施設等に無料で配布する事業等に支援を行い、国民の健康・医療に関する知識の普及促進及び公衆衛生の推進に寄与した。また、難病に関する研究機器の整備事業に支援を行い、難病の基礎的研究による病態解明等を図り、難病の早期発見・予防に寄与した。さらに、検診車の整備事業に支援を行い、国民の受診機会の拡大を図り、疾病の早期発見・予防に寄与した。  (事業成果例) ・難病に関する研究機器として、免疫系細胞の機能を解析する機器を整備し、難病の根治的治療法の開発に向け高精度の研究が可能になり、現在の対症療法から根治的治療法への一歩を踏み出した。  (阻害要因) ・情報誌作成の進行に遅れが生じた要因として、予定していた執筆者の都合がつかなくなり、執筆者の変更を余儀なくされたためとの自己分析結果が挙げられた。それについて、執筆者との連絡等をこまめにし、進行管理を行うべきであったとの反省が事業者から挙げられた。	・平成25年度に「希少難病に関する啓発活動」を追加し、 →平成26年度に「希少難病に関する啓発活動」を社会福祉の増進へ移行	・国が指定する難病の外にある「希少難病」への支援は重要である。	・難病に関する研究機器の適合性については、従来の「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。  ・上記修正に伴い、設定主旨も「難病に関する医療機器」から「難病及び希少難病に関する研究のための医療機器」に改める。
	文教・社会環境	38	286	・文教・社会環境におけるその申請内容は、映画や音楽、伝統芸能が、自転車関係について最も多岐にわたる。一方、自転車を活用した地域振興・駐輪場整備以外の「その他事業」は、国などの支援が届かないJKAの補助を必要としている。	・各地で開催された映画祭など、映像文化や音楽活動、演劇、地域芸能など幅広い分野の芸術・文化活動に関する支援を行った。また、囲碁、将棋、サイクリング等青少年の健全育成につながる活動や、自然を大切に活動についての支援を行った。他、消防活動の後方支援や教諭事業についても支援を行った。これらの活動をとおして、文化の振興や、自然保護、明るい社会環境づくり等に寄与した。  (事業成果例) ・舞台作りの楽しさも体感できる一般市民参加型のオペラの公演を行い、安価な入場料で多くの市民を始め不特定多数の観衆にオペラを楽しんでいただくことで、文化芸術の振興に寄与した。  (阻害要因) ・参加者数が目標を下回った要因として、事業の実施時期が学校行事の多い時期と重なったため、青少年を中心とした集客に多少影響が出たことが挙げられた。それに対し、特に地方の場合、学校行事を考慮した開催時期・時間の検討が必要である等の、今後事業を実施していく上での改善方法が事業者自身から挙げられた。	・平成24年度に自転車活用によって「交通安全を促進する活動」から「地域振興、交通マナー啓発等の活動」に表記を変更	・更生保護に関しては施設の建築だけでなく、就労や高齢化対策等、福祉的な取組みに支援していくことも考えてはどうか。	・従来の駐輪場整備事業から、ICT等を活用するなど新たな技術を導入した駐輪場の整備を支援するため、機械工業枠で取り扱う。 ・重点事業として取り組んできた①～⑦の事業のうち、以下の事業は一般事業に変更とする。 →「…青少年の健全育成に資する事業並びに更生保護に資する事業、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動…」 ①「親子のふれあい交流活動」 ②「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」  ※⑤「自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築」については、機械審査評価委員会での議論を踏まえた検討項目とする。  ※「更生保護施設の建築」の補助率を一般事業として設定することを検討中。 なお、更生保護事業を併せ検討する。
新世紀未来創造プロジェクト	10	7	・政令指定都市を含む一部の自治体では、学校への直接の補助金の受け入れを認めていない。	・小中学校、高校、NPO法人の行う地域の「ひと・もの・こと」を生かした郷土芸能の継承や農業体験、製作・販売等の活動を通じ、こどもの豊かな人間性や自ら学ぶ力を養うことができた。  (事業成果例) ・環境美化活動や福祉施設訪問活動を行った小学校では、地域の大人と子どもが関わり相互に理解を深め、子どもたち自身が課題に気づき、互いの力と知恵を合わせながら対策を考え実行できる力を育てた。  (阻害要因) ・事業を行っていく上での阻害要因として、自治体との連携がうまくいかず、準備した参加者募集のチラシを全戸に配付しきれなかったことが挙げられた。これについては、次回から早めに自治体担当者と早めに連絡を取るなど連携を強化したいとの事業者自身の自己分析が行われた。	・平成24年度に小学生の対象学年を拡大(5・6年→全学年)	・非常に良いプロジェクトであるので、広く周知してほしい。  ・従来型の分野別の補助ではなく、地域づくりと結びつけた総合整備を進める試みに補助をだす規模の小さいメニューはつくりたい。	・より多くの要望を喚起するため、以下のとおり具体的な内容の表現に改める。  「個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」 →「地域の『ひと・もの・こと』を生かした活動や自己表現力を高め、自立心を養う活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」  ・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。	

補助対象事業		内定件数* (事業)	内定金額* (百万円)	事業を取り巻く環境	平成24年度補助事業評価	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)
社会福祉の増進		146	833					
公益事業振興補助事業	児童	5	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体として、地域も一体となって子育てを応援する方向性が提唱されている。</li> <li>障害児は地域や社会から孤立しがちにならざるを得ない現状にある。また、親には体験的知識では解決することの難しい問題があり、親が自らの問題を解決するための力を持つための活動が求められている。</li> <li>いじめや児童虐待が社会問題化しており、子どもを対象とした社会福祉は、疾病や障害など身体的な視点にとどまらず、いじめや虐待など精神的な視点からも支援が必要。</li> <li>児童虐待により子どもが命を落とすことのない社会を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性疾患や障害のある子どもとその家族を対象にしたキャンプや電話相談による虐待早期発見研修事業に支援を行うなど、悩みや病気、虐待から子どもを救うための一助となった。</li> </ul> <p>(事業成果例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>疾患や障害がある故に外出の機会が限られ、地域社会から孤立しがちな子どもたちが、キャンプという非日常的な体験の機会を得ることができ、そこで出会った仲間と交流を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待から子どもを守る施設の建築の上限金額は2億円から平成24年度は1億円に減額 →平成25年度は8千万円に減額</li> <li>事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の補助対象分野である「児童」「高齢者」「障害者」の3分野については、補助事業の区分として分けて行ってきたが、これからの地域社会が抱える「支える人・支えられる人」が互いに助けあえる社会を目指す活動に柔軟に対応できる3分野の複合領域を新たに設定する。</li> </ul>
	高齢者	8	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護とならないための予防の促進等が提唱されている。</li> <li>独居高齢者の増加や家族形態の変化といった現状は、家庭介護力を低下させており、地域で支えあう社会が求められている。</li> <li>国は住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進している。</li> </ul>	<p>地域助け合いシステム作りを行う事業や介護現場におけるリフト導入促進のための調査提案事業等、お年寄りが幸せに暮らせる社会を作る活動に支援を行った。</p> <p>(事業成果例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単身高齢者の家族であるペットを一時的に預かることで治療に専念してもらい事業に支援を行い、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会づくりに寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来型の補助ではなく、地域づくりと結びつけた支援を必要とする人へ、工夫してメッセージを出していくべき。</li> </ul> <p>・児童、高齢者、障害者と分かれての記載となっているが、共生社会を目指す活動への支援という視点についての記述が、うまく反映されていない。</p>	<p>(JKA補助事業には無い、地域社会共生活動事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設に子どもとの交流室を併設する</li> <li>障害者施設に高齢者が同居する</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童、高齢者、障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会の実現を目指す活動に着目して引き続き支援する。</li> </ul> <p>①児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域における支援」の概念を加え、引き続き支援する。</li> </ul> <p>②高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域包括ケア」の概念を加え、引き続き支援する。</li> </ul> <p>③障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域での共生」の概念を加え、引き続き支援する。</li> </ul> <p>④上記①～③の複合領域による地域社会支援</p>
	障害者	35	483	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によっては、障害者向けの施設が十分でないところもある。障害者の自立を応援し、社会参加を促す意味でも、本財団の補助は重要。</li> <li>障害があってもその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現に向けた取組みが推進されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者分野における、障害者のための施設の建築の割合は、約70%(12件約3億2,400万円)の補助を行った。また、事業費では、身体障害者補助犬を広める活動、音楽を通じたバリアフリー推進や保護者への療育相談等の支援、障害者スポーツのための事業などに支援を行い、障害者の自立を支援するとともに、障害を持つ人が幸せに暮らしていくための補助を行った。</li> </ul> <p>(事業成果例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者が働いている姿を撮影したDVDを作成し紹介することで、雇用場所の拡大が図られた。</li> </ul> <p>(阻害要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発誌等の自己負担経費の調達が阻害要因として事業者から挙げられた。電子媒体の活用も促しつつ、インターネット等の電子媒体による情報の取得が困難な人々に対する対応も考慮し、印刷物としての必要性を精査することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度「障害を持つ人」から「障害のある人」に表記を変更</li> <li>事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</li> </ul>		



補助対象事業		内定件数* (事業)	内定金額* (百万円)	事業を取り巻く環境	平成24年度補助事業評価	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)
		98	272					
福祉車両の整備		83	148	・福祉車両については、ニーズが引き続き大きいことに加え、補助事業を広める効果もある。	<p>・全国各地の社会福祉法人、NPO法人から要望のあった、施設利用者送迎用の福祉車両及び訪問入浴車両の整備について支援を行い、高齢者や障害者の社会参加等に寄与した。</p> <p>(事業成果例) ・スロープやリフトを装備した特殊車両の整備により、自力での車への乗り込みが困難な人の自宅・施設送迎や施設外活動が可能になった他、訪問入浴車両の整備により在宅介護では困難な入浴を可能にし、衛生面と生活の質の向上に繋がっている。</p>		(特筆すべき課題なし)	・福祉車両は、高齢者や障害者等の地域での活動に重要な役割を果たしており、配備については事業規模、活動状況等を考慮し、引き続き支援する。
福祉機器の整備		7	43	<p>・障害者の中でも、介助を必要とする人は多く、入浴ニーズは非常に高い。</p> <p>・高齢者や障害者の生活の質の向上や障害者の地域での生産活動を広げ、社会参加を促進するために、特殊浴槽や授産用機器といった福祉機器の整備を行っている。</p>	<p>・パン製造機器等の授産機器、特殊浴槽といった福祉施設で使用する機器の整備について支援を行い、地域での生産力の向上など障害者の自立支援・社会参加や高齢者の生活の質の向上に寄与した。</p> <p>(事業成果例) ・新たな授産機器の整備により、利用者のモチベーションアップや商品の安定供給が可能になった。 ・特殊浴槽の整備により、衛生状態や生活の質の向上に寄与している。</p>	<p>・平成25年度に医療機器を補助対象から削除</p> <p>・平成26年度に介護機器を補助対象に追加</p>	(特筆すべき課題なし)	・特殊浴槽、介護機器、授産機器などの福祉機器は、高齢者や障害者の生活の質の向上や社会参加に重要な役割を果たしており、引き続き支援する。
福祉施設の補修		4	30	・JKA補助事業で建築した施設の補修については、補助効果を継続させ、安定的な福祉活動が持続できるよう、屋根、外壁からの漏水の補修を補助対象としている。	<p>・過去に補助事業により建築された児童養護施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の4施設について、漏水により施設の維持が困難であることから、防水補修工事への補助を行い、福祉サービスの安定的な供給に寄与した。</p> <p>(事業成果例) ・外壁や屋上の防水工事を行ったことで、より長く施設を利用できるようになり、施設での活動を安全で快適に行うことができるようになった。</p>	<p>・平成25年度に「社会福祉施設の建築」を障害者のための施設の建築の補助対象から削除</p>	(特筆すべき課題なし)	・JKA補助事業で建築した施設の永続的な活用を促し、利用者の安全・安心に配慮しつつ、引き続き支援する。
その他福祉活動事業		4	51	<p>・その他の福祉事業、福祉関係の人材育成等に関する事業については引き続きニーズがある。</p> <p>・少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、福祉ニーズは多様化、高度化しているため、これらの様々なニーズに対応していく必要がある。</p>	<p>・介護要員を育成する教職員の研修会やいのちの電話相談員全国研修会等、児童・高齢者・障害者に分類されない福祉事業に支援を行い、すべての人が幸せに暮らせる福祉社会の実現に向けた人材の育成等に寄与した。</p> <p>(事業成果例) ・電話を通して人々の悩みを聴き心の支えになることで自殺予防などの活動を行っている電話相談員の全国研修会では、心に傷を負った被災者の他、直接震災の被害を受けてはいないがメディア情報で恐怖や不安を感じるようになった方など、様々な相談に対応できるより良い聴き手の育成の一助となった。</p>	<p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・平成26年度に「難病及び希少難病をかかえる人を支援する活動」を追加(補助率1/2「医療・公衆衛生」から3/4に変更)</p>	(特筆すべき課題なし)	<p>・重点の文教・社会環境分野で支援していた以下の活動は、「社会福祉の増進」に移行して補助率の見直しを行う。</p> <p>(7)引きこもり・不登校に対する支援活動 (8)子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動</p>

\* 内定辞退を除く。

公益事業振興補助事業  
社会福祉の増進

「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」

補助対象事業		内定件数* (事業)	内定金額* (百万円)	事業を取り巻く環境	平成24年度補助事業評価	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)
公益事業振興補助事業	非常災害の援護	—	—	・災害時における救援物資については、発生時期、発生場所を事前に予測することが困難であることから、日本赤十字社の救援物資備蓄事業に対し補助を行ってきた。 ・地域における備蓄や災害活動などの要望がある	・平成24年度については、補助要望事業はなかった。	・平成25年度に補助の対象者を拡大(財団法人・社団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・更生保護会・商工会及び商工会議所)を追加	(特筆すべき課題なし)	・大規模自然災害に備え、引続き援護・支援を行う。
	地域振興(東日本大震災復興支援補助)	64	164	・震災により分断された地域の再構築、日常の暮らしをどのように取り戻していくかという観点から、今後の補助のあり方を見極める必要がある。 ・災害への対応は、常時における災害対策が必要となる。被災地の記録を残しそれを普及啓発することにより、今後、全国各地で発生する可能性のある災害に対し対策を講じることが可能となる。 ・東北から離れた地域では東日本大震災が風化していることは否めない状況だが、震災の教訓をどのように生かし、地域の安全を守るべきか残していくことは必要。	・被災地域で行う復興活動や被災地域の変化する状況を動画と写真にまとめた記録活動、被災地の子どもを対象にしたスポーツや学習の支援などによる被災した子ども達の心のケア等、様々な事業に支援を行い、東日本大震災により被害を受けた地域の再生・活性化の一助となった。  (事業成果例) ・仮設住宅のカスタマイズ支援活動において、居住者自ら携わった作業を通して育んだコミュニティを継承する災害公営住宅の計画提案づくりを住民主導で展開するに至った。  (阻害要因) ・調査研究などの事業については、被災者に事業を受け入れる余裕がない、被災地のニーズの変化、支援を行う者が学生の場合被災地の都合と合わせにくい、学校との折衝については調整がつきにくいこと等が事業者から挙げられた。	・平成24年度に対象を追加「大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)」 ・要望から内定までの期間を短縮するため、平成25年度事業については平成24年11月19日～12月7日に要望受付期間を変更 →平成26年度は平成25年8月19日～10月4日に変更  ・平成25年度にネットワークづくり、高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援活動、後世への伝承、普及・啓発、実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動、被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動を追加	・もう少し継続的に支援することが必要である。	・東日本大震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など、様々なニーズに対応し、震災後3年が経過したが、引続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化し、特化する。 →「地域振興」の文言を外す
	緊急事業への支援	—	—	・社会的情勢の変化に対応する必要がある、実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業への支援を行う。		・平成26年度から新設	・イメージが分かりづらい	・申請する側にとって分かりやすくなるよう表現を改め、引続き実施する。  「緊急事業への支援」 →「特別支援事業」  「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であり、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します。」 →「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、特別な支援を必要とする事業。」

\* 内定辞退を除く。